

| 令和7年度 第1回 外ヶ浜警察署協議会議事録                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                     |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|
| 開催日時                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 令和7年6月26日(木) 午前10時00分～午前11時15分      |
| 開催場所                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 外ヶ浜警察署 3階会議室                        |
| 出席委員                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 戸嶋志郎会長、工藤幸治副会長、秋田一人委員、沼田修身委員、沼田睦子委員 |
| <p>1 開会</p> <p>2 自己紹介</p> <p>3 会長選出及び副会長指名</p> <p>4 議事</p> <p>令和7年5月末現在における業務概況について</p> <p>5 事前質問・要望等について</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                     |
| <p>点滅運用中の信号機について</p> <p>今別町浜名地区にある現在点滅中の信号機について、点滅運用はいつ頃まで続くのかを知りたい。</p> <p>【回答】</p> <p>今別町浜名地区にある二ツ石交差点は、同所の交通量調査の結果、信号機設置必要条件を満たしていないことが判明したことから、信号機を撤去して一時停止標識による規制が妥当であると判断され、昨年7月30日から点滅運用を開始しているところであります。</p> <p>点滅運用開始後、これまでの間、同交差点における交通事故は発生しておらず、信号機を撤去し、一時停止の交通規制とした場合でも、交通流に支障が無いとの判断に至っております。</p> <p>よって、本年10月末から11月にかけて信号機を撤去し、一時停止標識を設置する予定となっております。</p> <p>撤去までの間は、現状のとおり点滅運用を継続することとなりますのでご了承いただきたいと思っております。</p>                                                 |                                     |
| <p>巡回中のパトカーによる詐欺防止等の広報について</p> <p>毎日、管内をパトカーで巡回しているが、そのパトロール中、スピーカー等の放送設備を使い、詐欺時事件防止等の呼びかけができないものか。少しでも犯罪の予防になるのではないか。</p> <p>【回答】</p> <p>当署配備のパトカーには拡声器が積載されており、各種事案発生時のマイク広報に使用していますが、パトロールなどの走行中では、短文や文書内の断片的な情報しか伝えることができません。</p> <p>最近、特殊詐欺の犯行手口は多様化・巧妙化・複雑化しており、特殊詐欺被害防止のためには犯行手口の周知が重要となるため、住民の皆様によくの情報を伝える必要があります。</p> <p>よって、当署では、住民の皆様特殊詐欺の犯行手口を周知するために、これまで同様様々な機会を捉えてのチラシ配布や交番・駐在所のミニ広報紙、県警ホームページ等での被害防止広報を引き続き実施することに加え、各自治体に防災無線の広報を依頼するなど、より印象に残る広報に取り組んで参ります。</p> |                                     |
| <p>6 質問・要望等について</p> <p>信号機設置及び撤去の要件について</p> <p>浜名地区の点滅運用中の信号機が、交通量を満たさないため撤去になるということだが、交通量がどのくらいだと設置又は撤去になるのかを知りたい。</p> <p>【回答】</p> <p>信号機の設置及び撤去については、警察庁から出されている指針に基づいて実施しており、同指針の信号機設置要件には、「主道路におけるピーク時の車両等往復交通量が300台以上の場合には信号機を設置する」と規定されています。浜名地区の信号機は、この規定に基づいて調査した結果、要件を満たしていなかったため撤去することになりました。</p>                                                                                                                                                                       |                                     |
| <p>白線の引き直しについて</p> <p>道路の白線が薄れている場所を見かけるが、引き直しは誰が決めているのかを知りたい。</p> <p>【回答】</p> <p>道路の白線は道路管理者の管理となるため、白線が薄れている場所については、道路管理者が引き直しをすることとなります。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                     |

#### トラブル等発生時の対応について

事件ではなく、トラブル等が起こって不安を感じた際の対処法を知りたい。

##### 【回答】

不安を感じることがあった場合は、警察に相談をしてください。その内容から警察で事件性等を判断し、パトロールの実施等必要な措置を取ることができます。ただし、迷った際は遠慮無く110番通報をしてください。

#### 自転車乗車時のヘルメット着用について

ヘルメットをかぶらずに自転車に乗っている人を目にするが、努力義務だとヘルメットはかぶらなくてもよいのか。

##### 【回答】

道路交通法には、ヘルメットをかぶらなければならないと規定されていますが、努力義務で罰則はないため、強制力はありません。しかし、引き続き、当署では自転車乗車時のヘルメット着用についての広報に努めていきたいと思います。

#### 以前一方通行だった道路の事故発生状況について

以前、蟹田川沿いの北側の道路が一方通行だったと思うが、一方通行を解除してから、交通事故は発生していないのか。

##### 【回答】

昨年度から現在までの期間中であれば、同所での交通事故の発生はありません。

#### 密漁を目撃したときの通報について

密漁を目撃した場合、組合を通して通報したほうがよいのか。

##### 【回答】

組合を通して通報する必要はありません。目撃者から直接警察へ通報してもらえると、警察も早く現場臨場できるため、もし密漁を目撃した場合は、遠慮無く警察へ通報してください。

## 7 閉会

### 【 開 催 状 況 】

